

障がいを理由とする差別解消の推進に関する 条例の制定について

令和8年7月29日(水)
燕市障がい者自立支援協議会

共生社会の実現に向けて

我が国では、障害のある人もない人も、
互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（**共生社会**）を
目指しています。

社会モデル

➤ 障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側に様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方

- ・ 階段しかないので、2階には上がれない
⇒「障害」がある



- ・ エレベーターがあれば、2階へ上られる
⇒「障害」がなくなった



- ・ 車椅子の方は何も変わっていない
- ・ 変わったのは、あくまでも周囲の環境
- ⇒ 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる

障害者差別解消法

不当な差別的
取扱いの禁止

合理的配慮
の提供

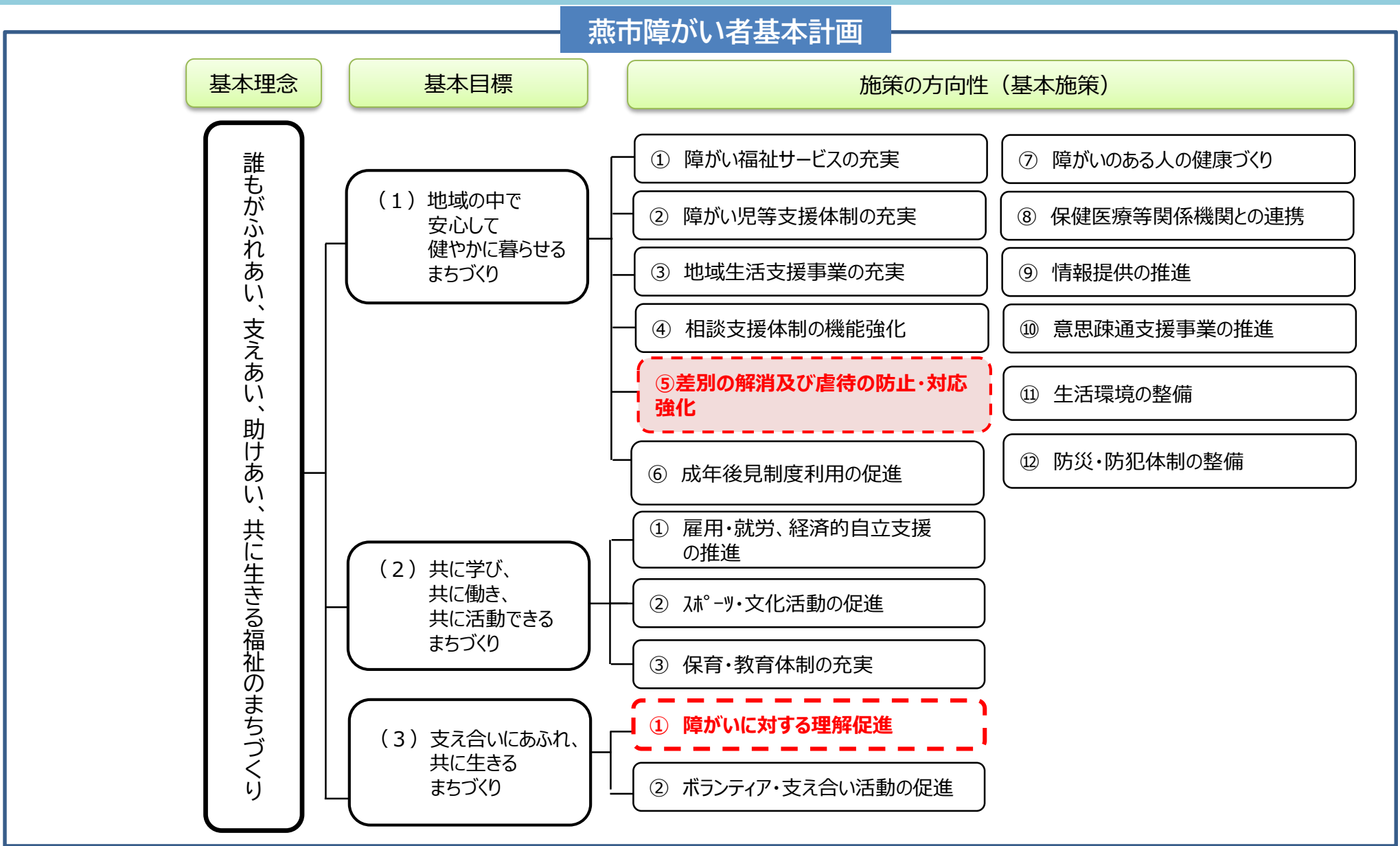


障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる
「共生社会」の実現へ！

2 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(令和7年4月1日施行)

1 総則（目的や基本理念など）		2 差別の禁止	
目 的	○全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現	不当な差別的取扱い	○ 不当な差別的取扱いの禁止 （何人も） ※差別解消法（行政機関と事業者）よりも拡大（障害者基本法は「何人も」）
定 義	○障害者 ○社会的障壁 ○障害を理由とする差別 ○不当な差別的取扱い ○合理的配慮	合理的配慮	○県・事業者による建設的な対話を通じた 合理的配慮 ○県民による合理的配慮への協力
基本理念	○七つの基本的理念による差別解消の推進 ①尊厳にふさわしい生活の保障 ②どこで誰と生活するかの選択の機会の確保 ③あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ④意思疎通や情報取得のための手段の機会の確保 ⑤障害のあるこどもの地域社会への包摂 ⑥県民・事業者の障害や障害者についての理解 ⑦社会全体での取組の推進	3 差別解消のための体制（相談支援やあっせんなど）	
県の責務	○基本理念にのっとった施策の策定・実施	相 談	○県民等による相談 ※障害者が不快を感じる言動についても相談可能 ○県による情報提供・助言・調整
国・市町村との連携	○国・市町村との連携 ○市町村への支援	相談機関	○相談機関の周知 ○障害者権利擁護センターによる相談機関への援助
県民等の責務	○障害や障害者についての理解と差別解消への寄与 ○事業者による環境の整備	地域相談員	○地域相談員との連携 ※身体障害者相談員、知的障害者相談員など
啓発活動	○差別の具体例を示すなどの啓発活動	広域専門相談員	○広域専門相談員による相談支援と相談機関への援助
キーワード		あっせん	○障害者等によるあっせんの申立て ※相談支援で解決が期待できないとき ○障害者差別解消支援地域協議会による あっせん ※あっせん部会を設置
		勸 告	○正当な理由なくあっせんに従わない者への 勸告
		公 表	○正当な理由なくあっせんに従わない者の 公表
		施行状況の把握等	○施行状況の把握と公表 ○障害者差別解消支援地域協議会による意見
		◆ 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスなどの提供を拒否する、提供に当たって障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること	
◆ 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の機能の障害があり、障害と社会的障壁により継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある者		◆ 合理的配慮 障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うこと	
◆ 社会的障壁 障害がある者にとって生活する上で障壁（バリア）となるような社会における <u>一切のもの</u> （物、制度、慣行、観念など）			
◆ 障害を理由とする差別 <u>不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないこと</u>			

3 これまでの取り組みと条例制定のねらい



⇒これまでの障がい者基本計画における差別解消推進の取り組みをさらに深化させ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを加速させるために条例を制定したいと考えています。

4 条例制定の方向性とスケジュール

【制定にあたって】

①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例を踏まえて規定します。

【参考】新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容(県資料より抜粋)
(1)方針 障害者差別解消法で対応できないことを中心に規定
(2)条例に規定する主な内容 ①相談しやすい環境や紛争解決の仕組みの一層の整備に関すること
②県民意識の向上や社会全体の機運醸成に関すること

②障がい当事者や団体の代表、福祉サービス関係者などで構成する「燕市障がい者自立支援協議会」において協議を行います。

【参考】新潟県、加茂市ともに協議の場で6回協議

③広く市民等の意見を聞くために、アンケート調査やパブリックコメントを実施します。

④「障がい」は誰しものが負う可能性があることや「障がいのある人が直面する困り事は社会や環境に起因するもの(障がいの社会モデル)」という考え方を浸透させるなどして、自分事として捉えてもらう意識を醸成することを目指します。

【制定までのスケジュール(案)】

項目	令和8年 7月	8～11月	令和9年 2月	7月	10月	12月	令10年 1月	2月	3月
障がい者 自立支援 協議会	協議① ○方向性共有	協議② ○骨子の 検討	協議③ ○素案の 検討	協議④ ○素案の 検討2	協議⑤ ○素案の 検討3			協議⑥ ○条例案 (最終協議)	
市民アン ケート、パブ コメ	【再掲】 障がい福祉計 画アンケート 調査	地域福祉計 画アンケート 調査(8月)	企業アン ケート (年度内)			条例 パブコメ			
議会への 説明・報告						素案 の説明		条例案 提出	条例制定

※現時点での日程(案)であり、前後する場合があります。

5 アンケート調査

	調査	対象	設問予定	時期
障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例	燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査	障がい児者 (1,000人)	設問数:3～4問 設問概要: ・障がい者差別解消法の認知(者のみ) ・差別等を受けたことがあるか(ある場合は受けた場所や場面) ・相談窓口の認知 ・障がいのある人もない人も共に地域で生活するために必要なこと	R8年7月
	地域福祉計画策定に関するアンケート調査	市民 (1,000人) ※18歳以上	設問数:2問程度 設問概要: ・障がい者差別解消法の認知 ・障がいのある人もない人も共に地域で生活するために必要なこと	R8年8月 (予定)
	企業等へのアンケート調査 (商工振興課メルマガや商工会議所等を通じて依頼)	市内企業	設問数:5問程度 設問概要: ・障がい者差別解消法の認知 ・障がいのある人への合理的配慮の提供について ・障がい者雇用の状況や考え方について ・障がいのある人もない人も共に地域で生活するために必要なこと など	R8年11月以降 (年度内予定)

※上記に加え、広く市民の方の意見を聞くために、パブリックコメントを実施します。

【参考】三条市ともまち条例

障がい理由とする差別の解消を推進するため

『三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例』を制定しました

ともまち 条例

条例の
主な内容

- 1 合理的配慮の提供を義務化
- 2 差別に係る紛争解決の仕組み
- 3 6つの基本施策の実施

1 合理的配慮の提供を義務化

合理的配慮とは、社会の様々なバリアを取り除くためにできる範囲で必要な工夫や対応をすることです。様々な場面で、障がいのある人への配慮をお願いします。



車いすの人が高い所にある商品を取れずに困っているのを見て、代わりに取って渡す



障がいのある人が働きやすいよう、環境を整える



窓口で、順番を待つことが苦手な障がいのある人の順番を周囲の理解を得て変更する



講演会に手話通訳を入れる



視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車を書かない



言葉でのコミュニケーションが難しい人に、イラストを使って話す

ヘルプマークについて

ヘルプマークは、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人のためのマークです。



ヘルプカードには、緊急連絡先や手助けしてほしい内容が書いてあります。

ヘルプマークやヘルプカードを身に付けた人が困っている様子を見つけたら、声を掛けて思いやりのある対応をお願いします。



“ツナガル”プロジェクトについて

このマークは、障がいを始めとする多様性に寛容な社会への転換に向けた“ツナガル”プロジェクトのシンボルマークです。言葉や考え方、できること・できないことは人それぞれ違います。このマークには、その違いを顔・体の形や色で表し、“ツナガル”ことで社会が成り立つという思いを込めています。

2 差別に係る紛争解決の仕組み

差別的な扱いを受けたときは相談できます。それでも解決しないときは、調整委員会と三条市でそれぞれ必要な対応を行います。

相談窓口

三条市役所福祉課障がい支援係	☎34-5408
相談支援センターハート	☎35-0815
相談支援事業つなぐ	☎47-1221
相談支援センター青空	☎47-1267
相談支援センター心と園	☎46-8222
相談支援センターさんじょう社協	☎33-9510

相談しても解決しないときの対応

調整委員会	中立・公平な立場からの解決案の提案
三条市	・事業者への対応の勧告 ・従わない事業者の公表

? 差別ってなに?

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由に、障がいのある人を区別・排除・制限することです。



例えば

盲導犬を連れてくる人の入店を断った



例えば

障がいを理由に仲間に入れない



例えば

障がいを理由にアパートの契約を断った

3 6つの基本施策の実施

共生社会の実現に向け、次の取組を進めます。



情報・コミュニケーション支援

障がいのある人が、必要な情報を受け取り、意思を相手に伝えられる環境づくりをします。



周知啓発の実施

支援団体と協働で、障がいのある人への理解を深める取組をします。



社会参加の促進

障がいのある人の文化芸術、スポーツ活動の機会をつくり、参加を支援します。



交流機会の創出

障がいのある人とない人との交流機会をつくり、相互理解を進めます。



心理的支援

障がいのある人や、障がいのある人に関わる周囲の人が抱える悩みをカウンセリングで軽減します。



認証

共生社会に向けた取組を積極的に進める事業者を「共生社会推進企業」として認証します。

【問合せ先】三条市 福祉保健部 福祉課 TEL : 0256-34-5408
FAX : 0256-35-2150



公式Twitterアカウント
@sanjo_fukusika
フォローお願いします

【参考】加茂支えあい条例

令和 6 年 12 月 17 日施行

～ 障がい者差別解消のための条例 ～

障がいのある人もない人も支えあい ともに生きる加茂づくり条例 <概要版>

略称『加茂支えあい条例』

加茂市では、総合計画で「ともに支えあい、誰もが安心して健やかに暮らせるまち」をまちづくりの指針に掲げています。障がいのある人も住みよく、それぞれが持てる能力を発揮できるまちは、全ての人に住みよいまちです。

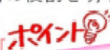
この条例は、障がい福祉の視点から共生社会の実現を考え、全ての人の安心と未来につながるまちづくりの理念を皆で共有するとともに、それぞれの役割を明らかにし、果たしていくことを定めています。



【目的】第1条 / 【基本理念】第3条

- ◇ 障害者の権利に関する条約（「障害者権利条約」）
- ◇ 障害者基本法
- ◇ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

条例では、これらの趣旨を踏まえ、加茂市における障がいを理由とする差別の解消について基本理念を定め、市の責務と役割及び、市民・事業者の役割を明らかにするとともに、差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現に寄与することを目的としています。



障害者権利条約にない、
複合差別の禁止を含めています。

基本的人権の尊重

社会参加の
機会の確保

障がい理解の促進

災害時の
適切な対応

複合差別の禁止

市民一体
となつての取組

【用語の定義】第2条

- この条例でいう「障がいのある人」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいい、児童も含みます。
- この条例では、「差別」の定義を ①不当な差別的取り扱いをすることと、②合理的配慮をしないことと規定しています。



障害者手帳を持っていない
ても条例で対象としています。

障がいのある人もない人も支えあいともに生きる加茂づくり条例

略称『加茂支えあい条例』

(前文)

誰もが安心して暮らせるまちとはどのようなまちでしょうか。年齢や性別、障がいの有無、その他の属性に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあうまちを加茂市は理想としています。

私たちが暮らす加茂市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、伝統産業や農業、商店街など多様な産業により栄えてきました。この地域で、誰もがいきいきと望むおりの暮らしや仕事、さまざまな活動ができることは、市民が輝き、未来に続いてゆくまちであるための欠かせない条件です。

加茂市では、総合計画で「ともに支えあい、誰もが安心して健やかに暮らせるまち」をまちづくりの指針に掲げています。誰もが持つ「権利」を実現し、障がいのある人が当たり前保育園等や学校、職場、さまざまな活動の場といった地域社会に溶け込み、ともに支えあうまちであるために、障がいや障がいのある人への共感と理解を深める取組を進めます。

障がいのある人も住みよく、一人ひとりが持てる能力を発揮できるまちは、全ての人に住みよいまちです。この条例は、障がい福祉の視点から共生社会の実現を考え、全ての人の安心と未来につながるまちづくりの理念を皆で共有するとともに、市民、事業者、行政機関のそれぞれの役割を明らかにし、果たしていくことを定めています。

この条例に定める具体的な差別解消の取組が加茂市全体に浸透し、障がいのある人もない人も誰もがともに安心して暮らしていける地域の実現に寄与することを目指します。

- 条文及び条文の趣旨・解説は市ホームページでご覧いただけるほか、健康福祉課の窓口でも閲覧できます。
- 条文等の音声訳・点字訳は「加茂ともしびの会」の協力により作成しました。加茂市視覚障害者福祉協会を通じて音訳CDを必要な方に配布するほか、ご希望に応じて、個別に配布いたします。



市ホームページ

❖ こちらの二次元コードをスマートフォンで読み込んで、
条文等を掲載したページにアクセスできます。

<担当・お問い合わせ>

加茂市役所 1 階 健康福祉課 障がい支援係
TEL 0256-52-0080 内線 177
FAX 0256-52-0285